



いなべ北部周遊&サイクルトレイン

田園地帯を駆け抜けサイクルトレインでもどる・・・楽しいよ！

- 開催日 2025年5月18日 日曜日
- 集合場所 [木曾三川公園 長良川大橋西詰下南側駐車場スタート地点](#)
- 受付 8:10から
- ミーティング 8:30からコース説明、注意事項、参加者確認のあとスタート
- 解散 4:30頃
- 協賛金 500円以上当日現地でお支払い下さい。
- 昼食 [手打ちうどん釜田](#) 和食のお店



三岐鉄道

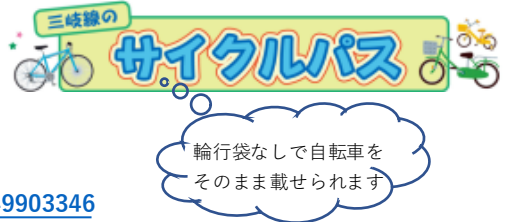
コース 距離: 56.5 km 獲得標高: 702 m 中級者向け
 木曾三川公園→多度大社→丘越え→三岐鉄道北勢線阿下喜駅→手打ちうどん釜田(昼食)
 →セブンイレブン→中里ダム→篠立PA(トイレタイム)
 →三岐鉄道三岐線西藤原駅→梅戸井駅→木曾三川公園(ゴール)



阿下喜駅



中里ダム



ルート図 西藤原駅まで <https://ridewithgps.com/routes/49903346>
 梅戸井駅から <https://ridewithgps.com/routes/49904140>

観光ポイント **いなべ北部藤原岳山麓の田園地帯を走り抜け中里ダムへ、帰りはチョット楽しんでサイクルトレイン。**
 名所旧跡を訪ねたり、旨い物を食べに行くサイクリングではありません。
 ペダルを回すことを楽しむサイクリングです。でもいろいろあって楽しいかも？
 ↓↓↓試走時のブログはコチラ
https://katauderodhirinntennki.blogspot.com/2025/03/blog-post_13.html

- 注意事項
- ①人数制限 (先着) 20人 昼食のお店を予約していないため
 - ②まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言が発令された場合は中止します。
 - ③距離はそれほど長くありませんが、所どころに上り坂があります。前日は十分に休養してお越してください。なおe-bikeの方はバッテリー切れのおそれがあります。必ず予備バッテリーをご持参ください。

催行の可否 前日20:00までに掲示板でご案内します。

出発時に気象に関して警報が発令された場合は無条件で非催行とします。

問い合わせ 探訪担当 久野 隆 緊急連絡 090-8863-0523



申し込みは次ページ

申し込みページ

下記参加資格、コロナ対応を理解、承諾の上申し込み願います

→ 参加資格を承諾して「[参加申込](#)」します。

終了後、感想などを記入していただくと担当者の張り合いになります。

→ 「思い出」をクリックして書き込んでください。

終了後、探訪中に撮った写真・動画をアルバムに追加し、みんなで振り返りましょう

→ 「アルバム」をクリックして閲覧、写真追加ください。

参加資格

- ① 参加資格の内容を確認の上、参加資格承諾書の記入をしてください。
- ② 自己の責任においてサイクリングできる方（未成年は保護者の引率が必要です）。
- ③ ヘルメット、グローブの着用は必須です。
- ④ 自転車は十分な整備をして参加してください。
- ⑤ 運転技術以上のスピード走行は慎んでください。
- ⑥ 集団の流れにとらわれず各自で交通ルールを遵守してください。
- ⑦ 走行中、停止中を問わず車道では一列縦列を守ってください。
- ⑧ 危険回避は各自で行ってください。
- ⑨ 走行中は手信号で走行意思・注意を伝達してください。
- ⑩ 道路上での走行グループは5名程度とし、グループ間隔は10m程度以上開けてください。
- ⑪ 万が一、死亡・傷害その他事故損害が発生した場合の補償については参加者個人の責任において処理し、企画担当者および愛知県サイクリング協会の責任を一切問わないことに同意願います。
- ⑫ 企画担当者が必ずしも全てをサポートできないこともあります。各自で注意してください。
- ⑬ 参加者が多い場合は企画担当者をサポートできる方にサブリーダーをお願いすることがあります。
- ⑭ 前にコースを確認しておいてください。
- ⑮ 記入いただいた住所、氏名など参加者個人に関わる情報（個人情報）は、愛知サイクリング協会にて管理し、法令の定める場合、保険会社への連絡、協会からの各種ご案内に使うことがあります。参加者の許可なく第三者への提供や他の目的に使用しません。
- ⑯ 集合写真、スナップ写真など掲示板・FBに掲載する場合がありますので了解願います。

コロナ対応

次の項目のいずれかに該当する方は参加を控えてください。

- ① 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）が陽性者との接触を表示した場合。
- ② 体調が良くない場合（例：発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合）
- ③ 同居の家族や身近な知人に感染を疑われている方がいる場合
- ④ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

※参加者にコロナ感染者が発生した場合は、保険用の参加者リストを保健所に提出します。